

平成29年第15回草津市景観審議会 会議録

■日時：

平成29年2月6日（月）14時00分～17時30分

■場所：

草津市民センター2階 集会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、宇野委員、太田委員、鹿野委員、壽崎委員、田井中委員、
高谷委員、田中委員、西委員、正木委員、森川委員

■欠席委員：

内田委員、富島委員、西尾委員、福山委員

■事務局：

草津市都市計画部 田邊部長、六郷理事、門地副部長、
都市計画課 松尾課長、山岡副参事、田村主任、清原主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

議事 （1）草津市屋外広告物条例施行規則の改正について
その他 （1）景観形成重点地区指定の審議経過および景観形成方針案等について

1. 開会

【田邊部長】

皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、草津市景観審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また日ごろは、本市景観行政の推進に格別の御協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日は、2点について御議論をお願いするものでございます。

まず、1点目につきましては、草津市屋外広告物条例の施行規則の改正についてでございます。平成16年に地方分権一括法によりまして平成19年に県より許可事務を引き継ぎ、平成25年から草津市屋外広告物条例を制定して運用してまいりました。しかしながら、現状とそぐわない項目が生じてまいりましたことから、本条例・施行規則の見直しについて御意見を頂くものであります。

もう1点につきましては、東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区指定についてござ

います。昨年10月末に、住民主体であります景観重点地区準備会から景観計画の変更の提案を受けましたことから景観形成重点地区の指定に向けて、その内容を報告し御意見をいただくものでございます。

以上、2点について慎重なる御審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。

当審議会は公開で行うこととされた。

3. 議事概要

議事については継続審議とし、次回再度諮問させていただく。

その他案件については当審議会の意見や地元住民の意見を踏まえ改めて検討し、次回諮問させていただく。

主な意見および質疑は以下のとおり。

(1) 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

【事務局】

<資料について説明>

【委員】

色彩関係の関連質問で、現に周囲の環境とは調和しない、非常に鮮やかな原色を使われた家が建てられているが、広告物とは見えない個人宅等の建築物に対する色彩制限はどうなっているのか。

【事務局】

建築物に対しては、草津市景観計画において景観形成基準として色彩の基準を設けている。ただし、重点地区を除き届出の対象となるのが大規模建築物のみであるため、個人宅等の小規模な建築物は審査・指導の機会がないのが現状である。

【委員】

新幹線、あるいは高速道路において、草津市を占める距離、あるいは通過する時間は極めて短時間、短距離であるが、こういった広域的に検討しなければならない課題に対し、独自

に基準見直しを行っている自治体はあるのかどうか。また、こういった広域的に検討すべき課題については、県や国に働きかけて、統一するべきである。

【事務局】

県下では、彦根市、長浜市、米原市等で新幹線・高速道路および鉄道からの距離による広告物相互間距離の規制は廃止されており、現在のところ特に問題はない。大津市は県条例と同様の相互間距離規制を残しているが、改正する予定はない。草津市で高速道路等が通っている場所は防音壁があり、非自家用の野立広告物については高さの制限を設けているため、新幹線等からの距離による広告物相互間距離規制を廃止しても支障はないと考えている。

【委員】

新幹線、高速道路および鉄道からの距離と規制区域の関係について、例えばもともと第1種許可地域の場合、新幹線等からの距離は関係なく第1種許可地域の規制があるのか、新幹線等からの距離による規制がさらに上乗せでかかるのか。

【事務局】

後者であり、各地域の規制と併せて新幹線等からの距離による規制が適用される。

【委員】

広告物相互間距離の規制について、「適用しない」という改正ではなく、新幹線等からの距離による規制という、規制のカテゴリズを見直すべきである。

【事務局】

規制の改正の方法については、当審議会が出た意見を参考に再度検討する。

【委員】

広告物相互間距離の規制を、今廃止する理由に納得できない。廃止することによって広告物が乱立する懸念もあり、この規制によって実際に問題となった事例の件数など廃止を提案する根拠を示してほしい。

【事務局】

平成28年度に1件、2つの広告物事業者から同時に申請があったが、相互間距離規制のためにどちらか一方しか掲出できないという事例があり、規制の見直しに至った。実際に問題となったのは1件であるが、今後現状に合わない規制を設けていることについては、広告物事業者からも見直しを求められている。

(2) 景観形成重点地区指定の審議経過および景観形成方針案等について

<現地確認>

【事務局】

<資料について説明>

【委員】

基本目標の1つに「まちなぎわいを創出する景観づくり」というものがあるが、現状歴史街道にはにぎわいがあるとは思えない。にぎわいがなければまちなぎわいの活性化というのは生

まれてこない。本陣を中心とする観光資源を生かすべきである。また、重点地区に指定されるとあらゆる規制がかかってくることになり、地域の方々にとっては、指定により何らかのメリットがなければ、なかなか理解や協力が得られないと思われる。要望として、1つは補助金等によりできる限りの援助をしてほしい、もう1つはまちのにぎわいを創出する方策というものを検討してほしい。特に草津川跡地利用の話があるため、まずはそれを中心に行政、地域、そして商工観光に広げ取り組んでほしい。

【委員】

地権者の中で、重点地区指定に反対している理由は。

【事務局】

土地や建物等の財産を次代に引き継ぐ方が多くおられるが、厳しい規制が設けられることに対し自分の代で同意して、次代に引き継ぐことに後ろ向きな考えで同意されなかった方が多い。

【委員】

基準内容だけでなく、基準に適合させる場合の支援策も非常に重要であり、併せて検討してほしい。現地を見ると更地が多くなっているが、土地を売りたい人と買いたい人を上手くマッチングさせる仕組み作りを目指してほしい。連続立面図を作ることで、新しい建物を建てる際の資料にもなると考える。

【委員】

重点地区の提案があって検討している中で、この審議会に問われているのが、細かい基準内容なのか指定そのものについて審議会の意見をまとめて手続きを進めるあるいはやめるのか、はっきりしない。また、新築の場合は基準を設けるとして、改修等をせずにそのままにしておきたい人はそれでいいのか、新しくするとそのままと混在すると重点地区にする意味がない。重点地区指定に同意した人は、基準に適合させることによりコストがかかることを理解したうえで同意しているのか。補助金についても、市の税金で行う場合、当該地区に住む住民だけでなく市民全体に利益があるべきである。

【事務局】

同意調整を進める中で、遅すぎるのではないかと、にぎわいの創出までたどり着かないのではないかという意見はあったが、住民が主体となって景観づくりからまちを良くしていきたいと提案があったので、市としてはできる限り支援していきたい。どのように市が関与していくかは今後検討が必要である。

【委員】

パブリックコメントを行う予定があるが、パブリックコメントで得られる意見は限られているため、より多くの市民の意見を聴取する方法を検討してほしい。

以上